

株式会社最上等に対する出資決定について

2014年10月7日  
株式会社地域経済活性化支援機構

株式会社地域経済活性化支援機構（以下「機構」という。）は、下記の再生支援対象事業者らについて、本日、株式会社地域経済活性化支援機構法（平成21年法律第63号。以下「法」という。）第28条第1項に規定する買取決定を行ったことを受け、法第31条第1項に規定する出資決定を行いました。

1. 再生支援対象事業者の氏名又は名称  
株式会社最上、株式会社海荘、及び株式会社クリアウォーター
2. 出資決定に係る金額等

（1）普通株式の譲受

譲渡人	株式会社最上
目的株式	平成26年8月5日付事業再生計画所定の会社分割に基づき株式会社最上及び株式会社海荘より全事業を承継する新会社発行の普通株式40株
譲渡価額	2百万円
譲渡日	2014年11月28日（予定）

（2）普通株式の引受

募集株式の発行会社	平成26年8月5日付事業再生計画所定の会社分割に基づき株式会社最上及び株式会社海荘より全事業を承継する新会社
募集株式の種類	普通株式
払込期日	2014年12月1日（予定）
機構が引き受ける株式数	1,920株
発行価額	1株につき50,000円
出資額	96百万円

上記普通株式の譲受・引受により、上記新会社は機構の完全子会社となります。

※ 公表する理由

なお、本件について公表を行うことが、再生支援対象事業者らの信用を維持・改善し、その再建に資するものであることから、再生支援対象事業者ら及び再生支援対象事業者らと連名で再生支援の申込みをした者の同意の上で公表を行うこととしました。

以上